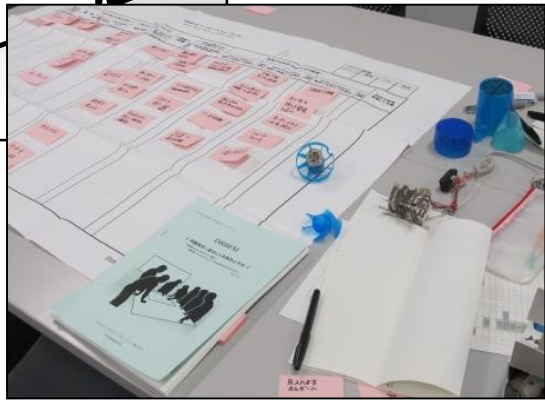
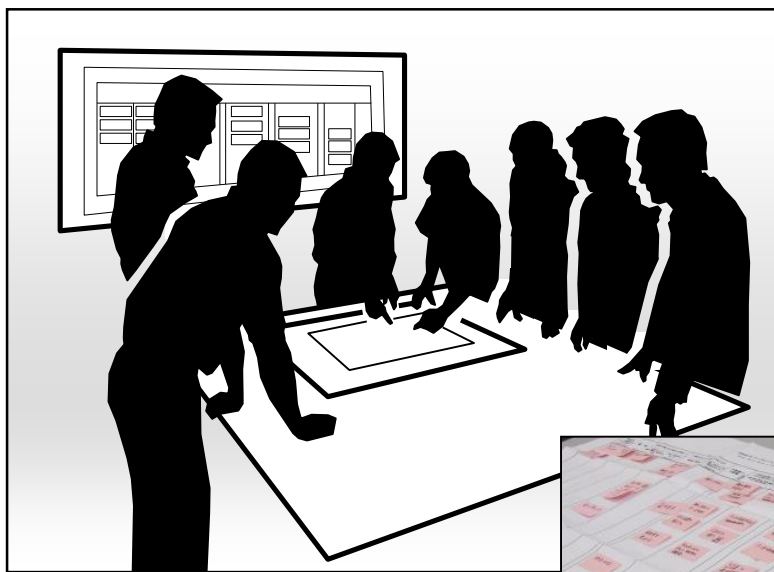


トヨタ自動車株式会社 お取引先様向け

DRBFM手法講座

～未然防止に着眼したデザインレビュー手法～



十分な商品テストを行うにあらずんば真価を世に問うべからず。

—豊田佐吉翁—

十分な検証をせず急いで世に出した製品で失敗した経験を戒めた言葉

DRBFMとは (Design Review Based on Failure Mode)

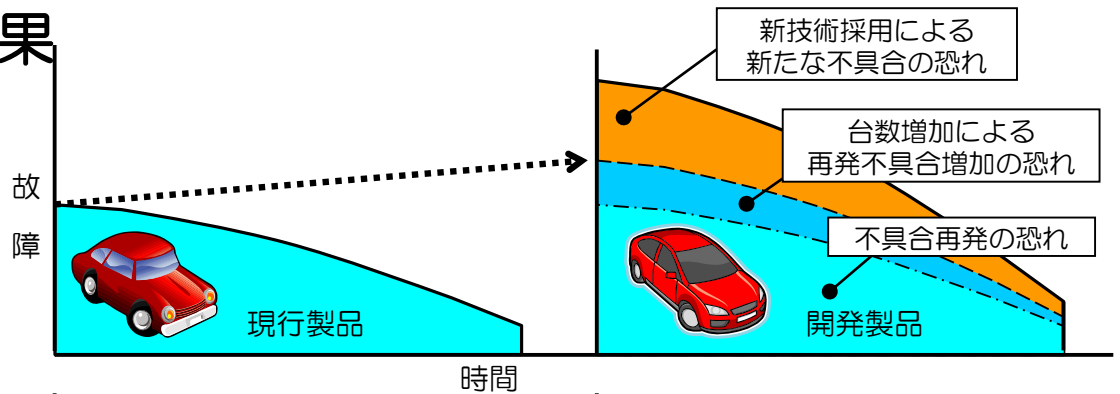
製品開発における品質確保の基本は「良い設計」の条件を「変えないこと」です。しかし、実際の開発では「変更点」や「変化点」は、必ず発生します。

「変更点や変化点に潜んでいる問題」をいかに早く、漏れなく発見し解決できるかが、製品開発の成功の鍵を握っていると言えます。

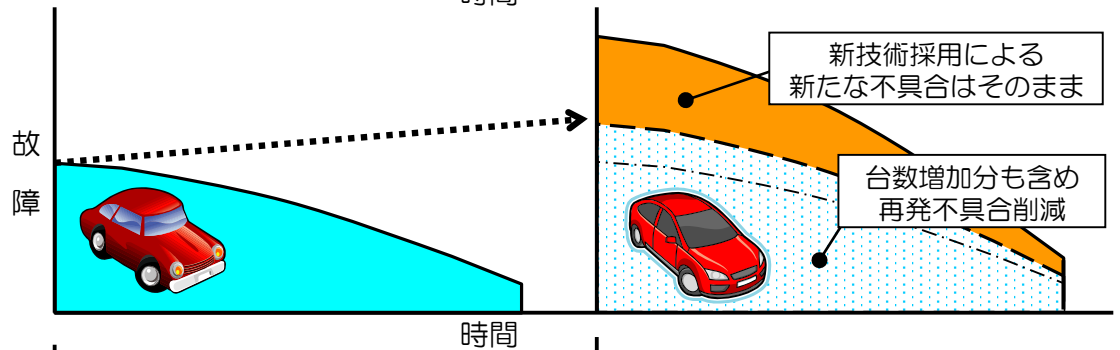
DRBFMは「変更点」と「変化点」に着目し、従来設計と「比較する」ことにより問題を見える化し、問題発見から問題解決を具体的に議論する、デザインレビューの手法です。

DRBFMの効果

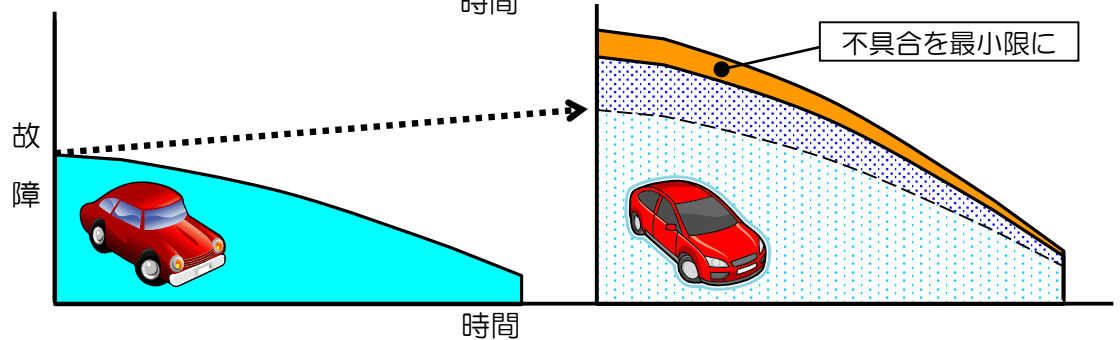
開発時に
何もしないと



再発防止
のみ行くと



再発防止
+
DRBFM
実施すれば



コースのご紹介 レベルに合わせて3つのコースをご用意

基礎演習
コース

“DRBFMを知る”

DRBFMの基本的な考え方と
進め方を学ぶ

実践演習
コース

“DRBFMが解る”

実部品を用いて、製品開発の実務に
沿ったDRBFMの進め方や問題発見の
深掘りの仕方などを学び考える

実践演習
フォローアップ
コース

“DRBFMのレベルアップ”

講師がエキスパートの視点で
アドバイスをを行い、実務対応に
向けたレベルアップを図る

〇〇自動車学校

例えるなら…



仮免



添乗指導



コースの概要

コース名	対象	時間	教育内容	題材
基礎演習 コース	DRBFM手法の 経験がない方	7.5 時間	DRBFMの基本的な考え方と進め方を、 「座学」と「演習」により学ぶ	ヘッドライヤー
実践演習 コース	基礎演習コースを 受講、又はDRBFM の経験がある方	7.5 時間	各社様の実部品を用いて、製品開発の実務に 沿ったDRBFMの進め方、問題発見の深掘り の仕方などを、「演習」を主体に学ぶ 演習では、個人演習とグループ演習を織り交ぜて 理解を深めます。	各社様の 実部品
実践演習 フォローアップ コース	実践演習コース を 受講した方 (グループ単 位)	2.0 時間	より実務的なDRBFM手法を「DR」形式で学ぶ <STEP1：事前準備> 実践演習コース受講後に、各社様にてDRBFM ワークシートを完成（受講後～1ヶ月間を目処） ↓ <STEP2：コース受講> DR形式で講師よりエキスパート視点でのチェッ ク・アドバイスを受け、ワークシートの完成度を 高めることで、DRBFM活用能力の強化を図る 職場上司の方々が、オブザーバーとしてDRに 参加いただくと、より効果的です。	各社様の 実部品

⇒ 各コースのカリキュラム詳細は、別紙「2015年度 受講申込書」裏面の”コースカリキュラム”をご参照ください。

DRBFM手法講座の特徴

特徴①

DRBFMの源流であるトヨタ流DRBFM手法を熟知したトヨタ自動車殿 OBが講師を担当します。

特徴②

基礎演習コースは、トヨタ自動車殿 社内教育と同教材、同内容で提供しています。（技術系新人必須教育）

特徴③

実践演習コースは、各社様の実部品を用いて演習を行うため、教育後の実務におけるDRBFMがスムーズに実施できます。

特徴④

各社様に講師が赴いて講義を開催する「オンサイト教育」では、より機密面に踏み込んだ議論ができ、受講料も抑えられます。

講師（敬称略）

鷲崎 正美（MBコンサル鷲）

トヨタ自動車殿OBで在籍中はボデー設計に従事し、ボデー領域の品質未然防止活動に寄与。DRBFMエキスパートA級を取得し、トヨタ自動車殿およびトヨタグループのDRBFMエキスパートを育成。トヨタ自動車殿を退職後は、MBコンサル鷲を運営。

▶ 受講形態および受講料のご案内

◇ 「基礎演習コース」および「実践演習コース」

ニーズに合わせて選べる2通りの受講形態

講師を自社に呼び
より深く議論をしたい

少人数で受講したい

オンサイト教育	形態	集合教育
ご希望の日程で講師を派遣し 貴社内で講座を開催する形態 受講者の旅費交通費や移動工数も 削減でき、効率的な受講が可能	特徴	あらかじめ設定された講座に 各社様よりお申し込みいただく形態 (他社受講者との混在受講)
随時受付 (申込締切目安：開催1.5ヶ月前)	日程	別紙の「集合教育予定」を ご参照ください。
30名	定員	30名
4名以上	申込可能 人数	基礎演習コース：1名以上 実践演習コース：2名以上/1社(※)
講演料250,000円+教材費1,000円/1名+諸経費	基礎演習コース 受講料(税抜)	22,500円/1名 (教材費込み)
講演料250,000円+教材費1,000円/1名+諸経費	実践演習コース 受講料(税抜)	22,500円/1名 (教材費込み)

(※) 1名で受講希望の場合はお問合せください。

◇ 「実践演習フォローアップコース」

形態	オンサイト教育のみ
日程	随時受付 (申込締切目安：開催1.5ヶ月前)
定員	グループ単位の受講で1日3グループまで(実践演習コース受講のグループ単位) 1グループから申込可
受講料	<ul style="list-style-type: none"> ・1グループ/1日・・・170,000円(講演料+講師事前準備費)+諸経費(講師の旅費交通費) ・2グループ/1日・・・240,000円(講演料+講師事前準備費)+諸経費(講師の旅費交通費) ・3グループ/1日・・・310,000円(講演料+講師事前準備費)+諸経費(講師の旅費交通費)

◆本講座をご利用頂く場合には、別紙「受講申込約款」が適用されます。

お申込みにあたっては、必ず事前に内容をご確認ください。

▶ お申込み・お問合せ先 … お見積りなどお気軽にお問合わせください。

DRBFM手法講座窓口

TEL：0565-37-3871

MAIL：drbfm@toyota-ep.co.jp

URL：http://www.toyota-ep.co.jp/

株式会社トヨタエンタプライズ

HS営業部 名古屋営業グループ

〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅4-4-10

名古屋加戸コートビル5F

2019年度 DRBFM手法講座 「受講申込書(集合教育)」

会社名： _____ 申込日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

別紙「受講申込約款」に同意のうえ、以下のとおり申込みます。

1. 受講希望者

NO.	講座№	日程	受講者名	フリガナ	所属(部)	所属(室・課)
1						
2						
3						
4						
5						

↑ 裏面の「2019年度 集合教育予定」をご参照のうえ、ご希望の講座№と日程をご記入ください

2. お申込窓口

部署名	部		室 課
ご担当者名	電話番号(外線)		
メールアドレス			
ご住所	〒 _____ - _____		
お申込責任者	お役職	ご芳名	印

3. 請求書ご送付先 申込窓口担当者と同じ場合はチェックしてください(送付先記入不要)

部署名	部		室 課
ご担当者名	電話番号(外線)		
メールアドレス			
ご住所	〒 _____ - _____		

4. 備考

- ◇ 各講座のご利用にあたっては、別紙「受講申込約款」を適用いたしますので、必ず事前に内容をご確認ください。
- ◇ 最低開講人数に満たない講座は、開催中止となる場合がございます。予めご了承ください。
- ◇ お申込み後にキャンセルする場合は、各講座の「申込締切日」までに窓口までご連絡ください。
それ以降のキャンセルにつきましては、受講料をご負担頂きますので、代理の方の選出をご検討ください。
- ◇ 受講料は、受講後のお支払いをお願いしております。受講後に「3.請求書ご送付先」へ請求書を送付させていただきます。

5. 受講申込書送付先(お問合せ先)

- ◇ 必要事項を記入・押印のうえ、下記窓口へE-mail、FAX、郵送のいずれかでご提出ください。

DRBFM手法講座窓口 小澤(株式会社トヨタエンタプライズ ヒューマンサポート本部 HS営業部 名古屋営業G)
〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-10 名古屋クロスコートタワー5F
TEL:052-551-8264 / FAX:052-551-8983 / E-mail: drbfm@toyota-ep.co.jp

▶2019年度 集合教育予定

◇裏面の「2019年度 受講申込書」でお申込みください

基礎演習コース				実践演習コース(※)			
講義時間 9:30 ~ 18:00 (7.5H)				講義時間 9:30 ~ 18:00 (7.5H)			
受講料/人 22,500円 (税抜)				受講料/人 22,500円 (税抜)			
講座No	日程	会場	申込締切日	講座No	日程	会場	申込締切日
1	2019年04月11日(木)	大阪	2019年03月21日(木)	2	2019年04月12日(金)	大阪	2019年03月21日(木)
3	2019年05月16日(木)	豊田	2019年04月25日(木)	4	2019年05月17日(金)	豊田	2019年04月25日(木)
5	2019年06月13日(木)	名古屋	2019年05月23日(木)	6	2019年06月14日(金)	名古屋	2019年05月23日(木)
7	2019年07月09日(火)	東京	2019年06月18日(火)	8	2019年07月10日(水)	東京	2019年06月18日(火)
9	2019年08月05日(月)	名古屋	2019年07月15日(月)	10	2019年08月06日(火)	名古屋	2019年07月15日(月)
11	2019年09月12日(木)	豊田	2019年08月26日(月)	12	2019年09月13日(金)	豊田	2019年08月26日(月)
13	2019年10月10日(木)	東京	2019年09月19日(木)	14	2019年10月11日(金)	東京	2019年09月19日(木)
15	2019年10月24日(木)	大阪	2019年10月03日(木)	16	2019年10月25日(金)	大阪	2019年10月03日(木)
17	2019年11月14日(木)	名古屋	2019年10月24日(木)	18	2019年11月15日(金)	名古屋	2019年10月24日(木)
19	2019年12月12日(木)	東京	2019年11月21日(木)	20	2019年12月13日(金)	東京	2019年11月21日(木)
21	2020年01月16日(木)	豊田	2019年12月24日(火)	22	2020年01月17日(金)	豊田	2019年12月24日(火)
23	2020年02月10日(月)	名古屋	2020年01月20日(月)	24	2020年02月11日(火)	名古屋	2020年01月20日(月)
25	2020年03月19日(木)	東京	2020年02月27日(木)	26	2020年03月20日(金)	東京	2020年02月27日(木)

(※) 実践演習コースは、各社様の実部品を使用したグループ演習を実施するため、2名以上でお申込みください。

◇ 空席があるコースについては申込締切日以降もお申込みいただけます。窓口までお問合せください。

◇ 都合により日程を変更させていただく場合がございます。

◇ 会場は以下を予定しています。(会場は変更となる場合がございます)

名古屋会場：愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38 - ウィンクあいち

東京会場：東京都千代田区九段南2丁目3番18号 - トヨタ九段ビル

豊田会場：愛知県豊田市錦町1-1-1 - 豊田市福祉センター

大阪会場：現在調整中

▶コースカリキュラム

基礎演習コース	実践演習コース
1.品質未然防止の基本的な考え方 ・市場問題解決～再発防止～未然防止 2.開発現場での未然防止実践手法 ・FTA ・FMEA ・デザインレビュー ↓ ・DRBFM 問題の見える化～問題発見～問題解決 3.現物によるケーススタディー(DRBFM) ・問題発見(グループ演習) ・問題解決(グループ演習) ・演習結果発表と講評	1.DRBFMプロセスの復習 2.過去の不具合と開発時にやるべき事 3.DRBFM演習(グループ演習) ・問題の見える化のポイント説明 ・問題の見える化演習 関係部署との確認/機能の気づき 変更変化点 ・問題発見のポイント説明 ・問題発見演習 心配点抽出(相互影響マトリックス) 心配点の要因・原因抽出 DRBFMワークシート作成 ・問題解決のポイント説明 ・問題解決演習 心配点を取り除く設計 関係部署への反映項目 4.DRBFMで行うDR(グループ討議) 5.作成ワークシートの事例発表 6.DRBFMの上手な使い方

DRBFM 手法講座 受講申込約款

この DRBFM 手法講座受講申込約款（以下、「本約款」という）は、株式会社トヨタエンタプライズ（以下、「当社」という）が DRBFM 手法講座（以下、「本講座」という）をお客様に対して提供するにあたり、お客様および当社が遵守すべき事項を定めております。お客様は、本約款に同意したうえで本講座の受講の申込みを行うものとします。

（教育提供）

第1条 当社はお客様に対し、本講座の中から、お客様が所定の申込書にて選択した個々の本講座（以下、「個別講座」という）を提供します。また、当社は、現に当社が保有する知識または経験の範囲内で個別講座をお客様に提供するものとします。

（個別契約の成立）

第2条 お客様が所定の申込書に必要な事項を記入のうえ当社に提出し、当社がお客様に対して当該申込書にかかわる個別講座の開催を案内する書面（以下、「開講案内」という）を交付することにより個別講座の提供に関する契約（以下、「個別契約」という）が成立します。

2 前項にかかわらず、次の各号の一にでも該当する場合、当社はお客様に対し、通知をもって、あるいは通知することなしに個別講座の提供をお断りすることができるものとします。

- (1) お客様に対する個別講座の提供が技術的に困難であると当社が認めた場合
- (2) お客様が個別講座の提供対価の支払いを怠るおそれがあると当社が認めた場合
- (3) お客様が前項の申込書について虚偽の記載をしたと当社が認めた場合
- (4) お客様が当社または当社が提供する個別講座の信用を毀損するおそれがあると当社が認めた場合
- (5) 当社が予定する個別講座の最少開講人数に達しない場合
- (6) 個別講座に用いる教材等の配給元たる第三者が当社に対し当該教材の開示先または提供先を制限している場合
- (7) 天災地変その他の非常事態が発生した場合もしくは発生が予測される場合

（受講料）

第3条 お客様は、当社が発行する各種パンフレットまたは所定の申込書に記載する個別講座の提供対価（以下、「受講料」という）を、別途定める支払方法に基づき当社に支払うものとします。なお、受講料には、税込表示のある場合を除き、別途消費税および地方消費税を付加するものとします

（キャンセル）

第4条 お客様は、第2条第1項により個別契約が成立した後でも個別契約をキャンセルすることができます。但し、お客様が当社に対し、当社が発行する各種パンフレットまたは所定の申込書に記載する個別講座の申込締切日までにキャンセルする旨の申し出を行わない場合、お客様は、キャンセル料金として、受講料全額に相当する金額を当社に支払うものとします。

2 お客様が個別講座の提供を受ける者（以下、「受講者」という）の変更を申し出た場合、当社は受講者の変更を認め、前項但し書きのキャンセル料金を請求しないものとします。

（提供場所）

第5条 個別講座は、当社の社屋内または当社指定の場所にて提供するものとします。

（オンサイト教育）

第6条 前条にかかわらず、お客様の申し出により、お客様の社屋内またはお客様の指定する場所にて、個別講座を提供（以下、「オンサイト教育」という）することがあります。

- 2 オンサイト教育の実施期間中、当社は、お客様が提示する構内諸規則を遵守します。
- 3 オンサイト教育の実施後、当社のオンサイト教育の担当者（以下、「教育担当者」という）は、オンサイト教育に関するデータ（以下、「教育データ」という）を本講座の解析を目的としてオンサイト教育の提供場所の外に持ち出すことがあります。教育担当者は、教育データ以外の情報を持ち出していないことをお客様に確認したうえで教育データをオンサイト教育の提供場所の外に持ち出すことができるものとします。
- 4 オンサイト教育において、お客様は、当社が別途指定する教育環境（設備、教育用端末等）を準備し、当社が円滑にオンサイト教育を実施できるよう教育環境を整備するものとします。

（諸規則の遵守）

第7条 個別講座の提供を受けるにあたり、お客様および受講者は、当社の指示および当社の定める構内諸規則を遵守するものとします。また、お客様および受講者が次の各号に掲げる行為を行ったと当社が認めた場合、当社は即座に個別講座の提供を中止し、お客様および受講者を当社の施設、敷地内より退去させることができるものとします。

- (1) 当社の許可を得ないで、当社が必要と認めた場所以外に立ち入った場合
- (2) 個別講座の提供を妨害した場合
- (3) 個別講座の実施内容を当社に無断で記録装置に録音、録画した場合
- (4) 上記各号の準備を目的とした行為を行った場合
- (5) その他前各号に準ずる行為を行った場合

（秘密保持義務）

第8条 お客様、受講者および当社は、個別契約に関連して知り得た相手方の営業上、または技術上の情報であって相手方より秘密情報である旨指定された情報（以下、「秘密情報」という）を相手方の承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩してはならず、また、個別契約の目的外の利用をしてはならないものとします。

2 お客様および受講者は、個別講座の提供を受けるにあたり、他の受講者より開示された一切の情報（個人情報を含むがこれに限らない）について第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとします。

（個人情報保護）

第9条 当社が個別契約に関連して取得したお客様および受講者の個人情報は、当社のウェブサイト上に掲載される個人情報保護方針に従い、適切に取扱うものとします。

（権利義務の譲渡禁止）

第10条 お客様および当社は、本約款に基づく契約上の地位もしくは本約款から生じる権利義務の全部または一部を事前の相手方の書面による承諾なくして、第三者に対し、譲渡または移転してはならないものとします。

(再委託)

第11条 当社は、前条の定めにかかわらず、本約款における当社と同等の義務を負わせることにより、個別契約の履行義務の一部または全部を第三者に再委託できるものとします。

(非保証、免責)

第12条 個別講座で提供される情報等は、当社が信頼できると考えられる情報提供者から取得し、作成または編集されますが、当社は、個別講座で提供される一切の情報等に関してその正確性、合理性、完全性および有用性等を保証するものではありません。

2 当社は、個別講座で提供される情報等を使用した結果により、お客様、受講者または第三者に発生する如何なる損害に対しても責任を負わないものとします。

(不可抗力免責)

第13条 当社は、天災地変や伝染病の流行、個別講座の提供場所や輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の当社が管理できない事由による個別講座の提供内容の変更または中止のために生じたお客様および受講者の損害についてはその責任を負わないものとします。

(知的財産権)

第14条 個別講座で提供または使用を許諾する教材等(テキスト、配付資料、ソフトウェアを含むがこれらに限らない)の著作権およびその他知的財産権は、当社および当社への当該教材等の配給元たる第三者に帰属し、お客様は当社の事前の承諾無くして、いかなる形態においても当該教材等の全部またはその一部について複製、改変または第三者に対する提供、開示、使用の許諾、その他の処分、あるいは当社が提供する個別講座と同一または類似した教育講座の作成、提供を行うことはできないものとします。

(贈収賄の禁止)

第15条 お客様および当社は、国内外で適用される贈収賄に関する法令、規制等を順守する。

2 お客様および当社は、営業または営業上の便宜を、獲得または維持することを目的として、直接または間接に次に定める事項を行ってはならない。

(1) 第三者に不正行為を行わせるために、金銭その他の利益もしくは便益の提供、提供の約束、または提供の申し出を行なう(以下、金銭の提供等という)こと。

(2) 公務員その他これに準ずる者に影響を与えるために、金銭の提供等を行なうこと。

(3) その他、前二号に準ずる行為を行なうこと。

(反社会的勢力の排除)

第16条 お客様および受講者は、現在および将来にわたって、自己、自己の役員、自己の支配的株主、または自己の代理もしくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他暴力団もしくは暴力団員を不当に利用する者、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者、またはこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを相互に表明しこれを確約する。

2 当社は、お客様および受講者が前項に違反する事実が判明したときは、ただちに個別契約を解除することができるとともに、またはこれに代えて、当社に生じた損害の補償を請求することができる。この場合、お客様または受講者に損害が生じても、当社は何らこれを補償することを要しない。

(紛争解決)

第17条 お客様は、個別講座の受講に起因または関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、お客様の責任と負担において当該紛争を解決するとともに、当社に一切迷惑をかけるものとします。

(損害賠償)

第18条 当社は、個別講座の提供に関して、当社の故意または重大な過失によりお客様に損害を与えた場合、両者協議のうえ、損害発生の原因となった個別講座に対する受講料を限度として、お客様に対し損害賠償の責任を負うものとします。但し、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

(解除)

第19条 お客様または当社は、相手方が本約款に定める各条項に違反したとき、または個別契約の存続を妨げる重大な事由を発生させたときは直ちに個別契約を解除できます。なお、個別契約の解除は、相手方に対する損害賠償を含む一切の請求を妨げないものとします。

(契約終了後の効力)

第20条 個別契約が終了した場合であっても、第8条の定めは有効に存続するものとし、第9条、第10条、第12条乃至第14条、第16条乃至第18条、第22条ならびに本条の定めについては、対象事項が全て消滅するまで有効に存続するものとします。

(約款の変更)

第21条 当社は、本約款の全部または一部を必要に応じ変更できるものとし、当社のウェブサイトへの掲載、電子メールでの送信、郵送、当社が発行する各種パンフレットまたは所定の申込書への記載等いずれか一の方法をもって公示することにより、変更の効力を有するものとします。

(協議事項)

第22条 本約款に具体的な定めのない事項、または本約款の各条項の解釈に疑義を生じた場合については、当社が発行する各種パンフレット、所定の申込書、開講案内等の記載に従って決定、解釈されるものとします。これらの記載に従ってもなお解決しないときは、民法その他の法令および慣習法に従い両者誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

(合意管轄)

第23条 お客様および当社は、本約款および個別契約に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附則 1 本約款は、2015年7月1日(以下、「施行日」という)より施行します。

2 施行日以降、お客様と当社の間で施行日前に締結された「DRBFM手法の教育受講に関する契約書」(以下、「従前契約」という)の各条項が本約款に抵触する場合には、本約款が従前契約に優先して適用されます。